

川島町ファミリーサポートセンター

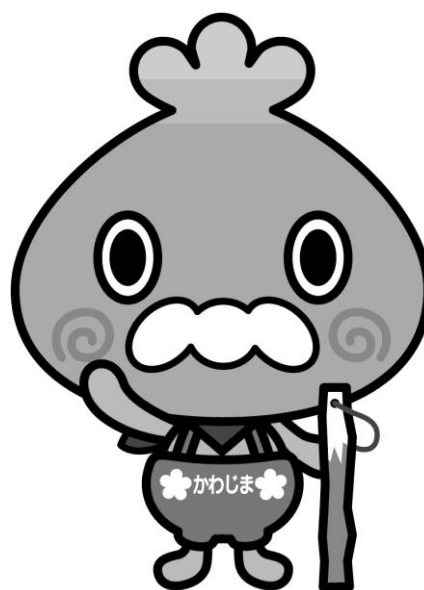
川島町緊急サポートセンター

会員登録・ご利用の手引き



川島町マスコット

かわみん



&

かわべえ

お問い合わせ先

○川島町ファミリーサポートセンター(P1~6)

川島町社会福祉協議会 電話:297-7111、FAX:297-7112

川島町子育て支援課 電話:299-1765、FAX:297-6087

○川島町緊急サポートセンター(P7~12)

緊急サポートセンター埼玉(川口市東川口 4-2-20 プロミネンスII102)

電話:048-297-2903、FAX:050-3488-0147

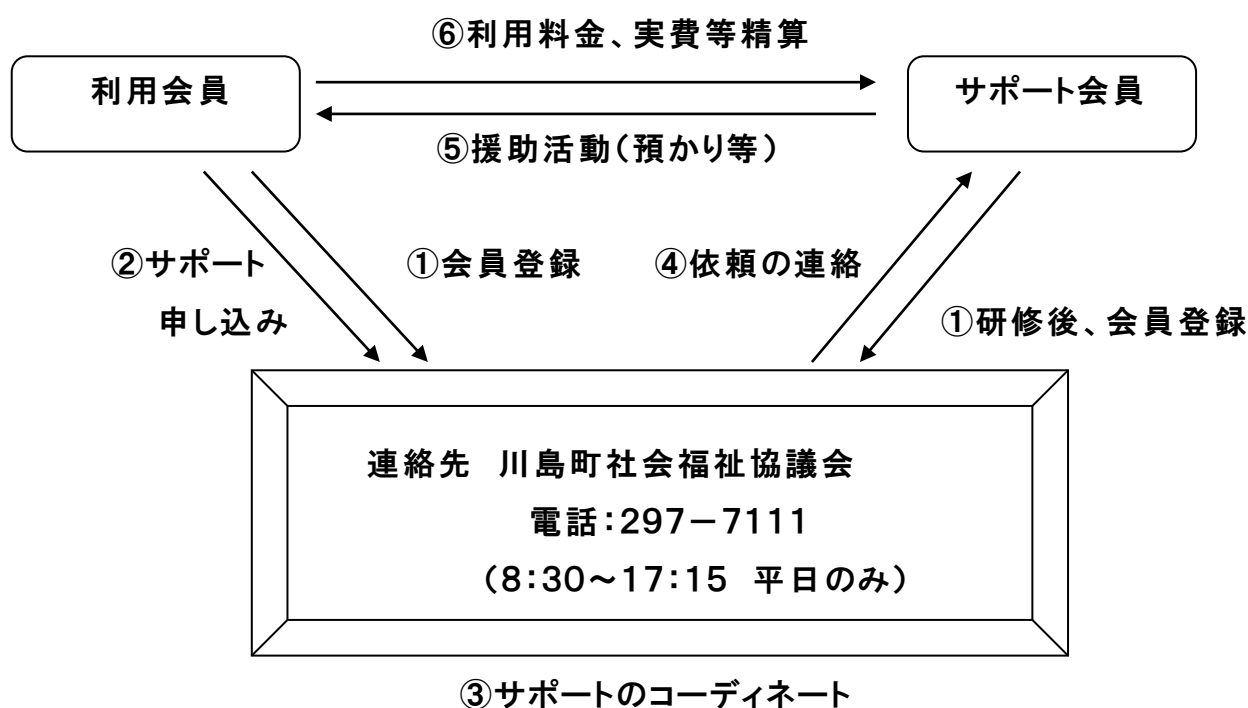
E-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp、HP <http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

○川島町ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい方(利用会員)と子育ての援助ができる方(サポート会員)が会員となって、相互の合意の元、お子さんの預かり等を行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

川島町ではこの事業を川島町社会福祉協議会へ委託して実施します。センターでは利用会員の援助内容や要望に応えられるサポート会員を紹介し、安心して援助活動ができるようコーディネートしていきます。

センターのしくみ



予定がきまっている、元気なお子さんの預かりは

ファミリーサポートセンターへお申込みください。

- ・保育園等への送迎やその前後の預かり
- ・保育園等の休みの時の預かり
- ・習い事や塾への送迎
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

※急を要する時、病気、病後のお子さんの預かりは

緊急サポートセンターへお申込みください。(P7~12)

1. ファミリーサポートの活動

【サポート内容】

事前に紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。
元気なお子さん、予定されている預かり等が基本です。

- ・保育園や幼稚園、小学校への送迎やその前後の預かり
- ・保育園等の休みの際の預かり
- ・習い事、塾の送迎
- ・保護者の求職活動中の預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

【預かりの対象】

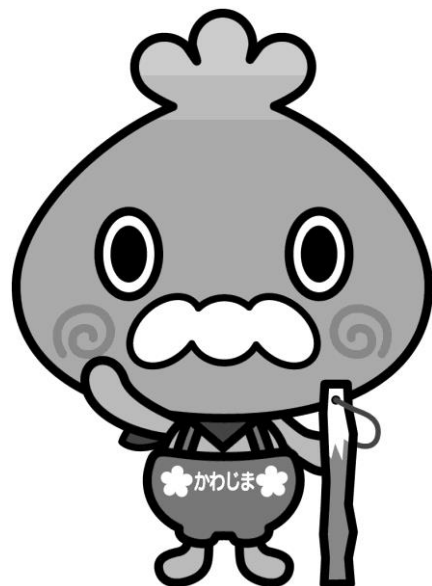
原則、満6か月以上、中学3年生までのお子さんが対象です。

【預かり人数】

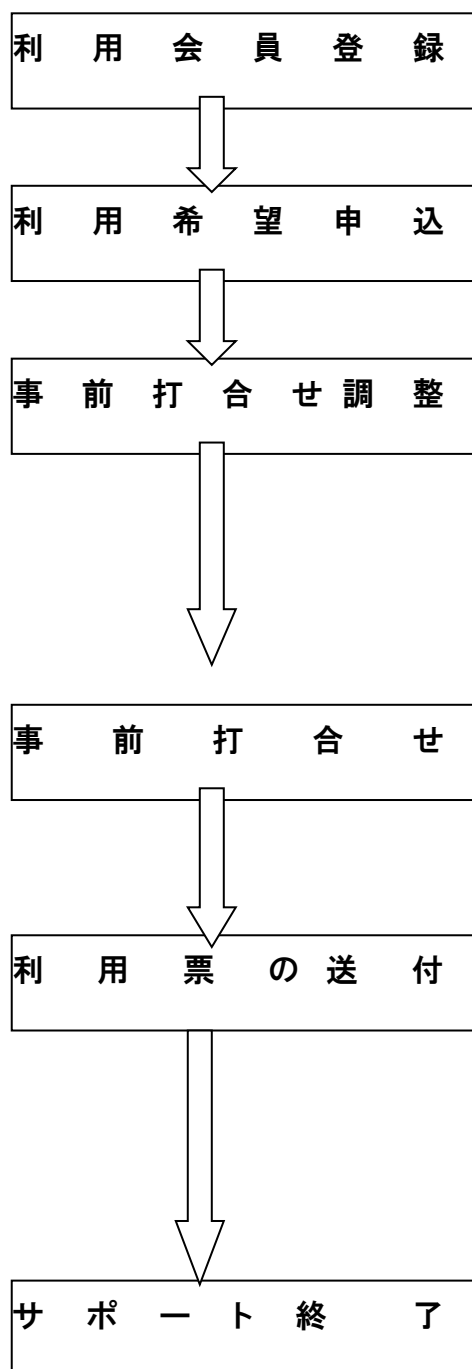
複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談の上、決定します。

【援助活動の場所】

原則はサポート会員宅で行います。相互の合意の上、利用会員宅でも可能です。



2. 登録から利用までの流れ



○入会申込書を提出し、会員登録します。

○センターに電話で利用希望申込の連絡を入れます。

○センターで希望を伺い、利用希望に対応できるサポート会員をさがします。サポート会員が見つかり次第、事前打合せの日程調整を行い、利用会員へ連絡します。

○利用会員、サポート会員、事務局の3者で事前打合せを行い、援助内容、日時など保育に必要な事項を確認します。

○サポート会員の連絡先を利用会員へお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

○援助活動報告書の内容を確認、署名します。料金と実費をサポート会員に直接支払います。

3. 料金の算出方法について

I 利用料金(お子さん 1 人/1 時間当たり)

利用会員支払額及びその他かかった実費は援助活動終了後、利用会員からサポート会員へ直接お支払いください。

※町補助金についてサポート会員が町へ申請してください。

援助活動の時間	単価	町補助金額	利用会員支払額
7 時～19 時	700 円	200 円	500 円
19 時～21 時	800 円	200 円	600 円

II 援助活動時間

○サポート会員宅で援助を行う場合

保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。

○サポート会員宅以外で援助活動を行う場合(又は送迎を兼ねた活動の場合)

サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間

※最初の 1 時間までは、援助活動が 1 時間に満たない場合でも、料金は 1 時間分より発生します。最初の 1 時間以降は 30 分単位(1 時間の半額の料金)で計算します。補助金についても同様です。

※きょうだいを複数預かる場合、2 人目以降は半額になります。

※援助活動時間によって単価料金が異なります。19 時をまたいで利用される場合は、料金計算方法にご注意ください。

(例)17:10～19:10 までのご利用の場合(お子さん 1 人)

援助活動時間	利用時刻	利用時間	料金計算時間	単価金額	町補助金額	利用会員支払額
7 時～19 時	17:10～19:00	1 時間 50 分	2 時間	1,400 円	400 円	1,000 円
19 時～21 時	19:00～19:10	10 分	30 分	400 円	100 円	300 円
合計				1,800 円	500 円	1,300 円

Ⅲ 移動交通費やその他実費

○公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員にお支払いします。

○自家用車を使用した場合のガソリン代は、目的地までの走行距離(往復)で計算してください。

0～5km:100円、5～10km:200円、10～15km:300円

※5km単位で100円増し

○その他、飲食物等の援助活動中にかかる実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。

Ⅳ キャンセル料について

○活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。

1時間分の料金(700円)

○無断キャンセルは予約時間分の料金(予約時間数×700円)をいただきます。

※キャンセル料には町補助金は出ませんので、ご注意ください。

4. お預かりに際して準備していただくもの

- ・昼食、おやつ(必要時のみ)
- ・ミルク、哺乳瓶(必要児童のみ)
- ・食事用エプロン(必要児童のみ)
- ・紙おむつ、おしりふき(必要児童のみ)
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど(必要児童のみ)
- ・着替え
- ・汚れ物を入れる袋(スーパーのレジ袋等)
- ・おくるみなど羽織るもの(必要児童のみ)
- ・バスタオル
- ・おしぼりタオル
- ・ティッシュ
- ・チャイルドシート(必要児童のみ)

5. 保険について

万が一に備え、賠償責任保険と傷害保険に加入しています。

○賠償責任保険

サポート会員が利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った場合

保険の種類	支払限度額	保険金の主な内容
施設賠償責任保険	対人・対物 1名1事故 2億円	損害賠償金、訴訟費用、 弁護士費用等
生産物賠償責任保険	対人・対物 1名1事故 2億円	
初期対応費用	1事故 500万円	担当者派遣費用、見舞金等
訴訟対応費用	1事故 1,000万円	応訴の費用
受託者賠償責任保険	1事故 10万円	依頼会員から預かった現金が紛失等した場合

○傷害保険

サポート会員が保育サービス中にケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	500万円～20万円
入院保険日額	1日あたり 3,000円
手術保険金額	3,000円×所定倍率(5倍、10倍)
通院保険金額	2,000円(90日限り)

○傷害保険

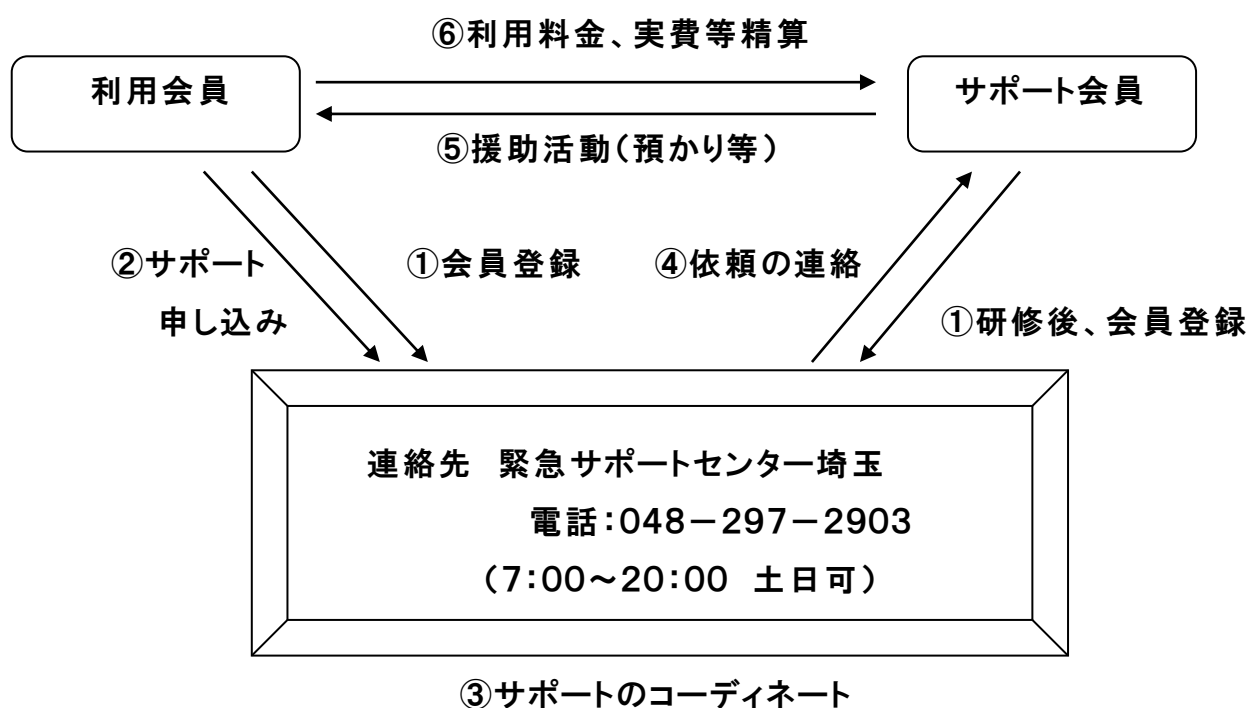
利用したお子さんがケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円～12万円
入院保険日額	1日あたり 3,000円
手術保険金額	3,000円×所定倍率(5倍、10倍)
通院保険金額	2,000円(90日限り)

○川島町緊急サポートセンター

緊急サポートセンターは、子育ての援助をしてほしい方(利用会員)と子育ての援助ができる方(サポート会員)が会員となって、主に急を要する預かりや病児、病後児の預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

川島町ではこの事業をNPO 法人緊急サポートセンター埼玉へ委託して実施します。センターでは利用会員の援助内容や要望に応えられるサポート会員を紹介し、安心して援助活動ができるようコーディネートしていきます。



急を要する時、病気、病後のお子さんの預かりは

緊急サポートセンターへお申込みください。

- ・病児、病後児の預かり、受診
- ・保育園等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・その他急を要する子育てに関する困ったとき

※予定がきまっている、元気なお子さんの預かりは

ファミリーサポートセンターへお申込みください。(P2~6)

1. 緊急サポートの活動

【サポート内容】

主に急を要するお預かりを行います。当日の依頼が可能です。基本的に、サポート会員はその時々で対応できる方が援助を行います。予定が決まっています、元気なお子さんでも利用日の3日前からは緊急サポートの利用となります。

- ・病児、病後児の預かり、受診
- ・保育園等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・その他急を要する子育てに関する困ったとき

【預かりの対象】

原則、満2か月以上、中学3年生までのお子さんが対象です。

【預かり人数】

複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談の上、決定します。

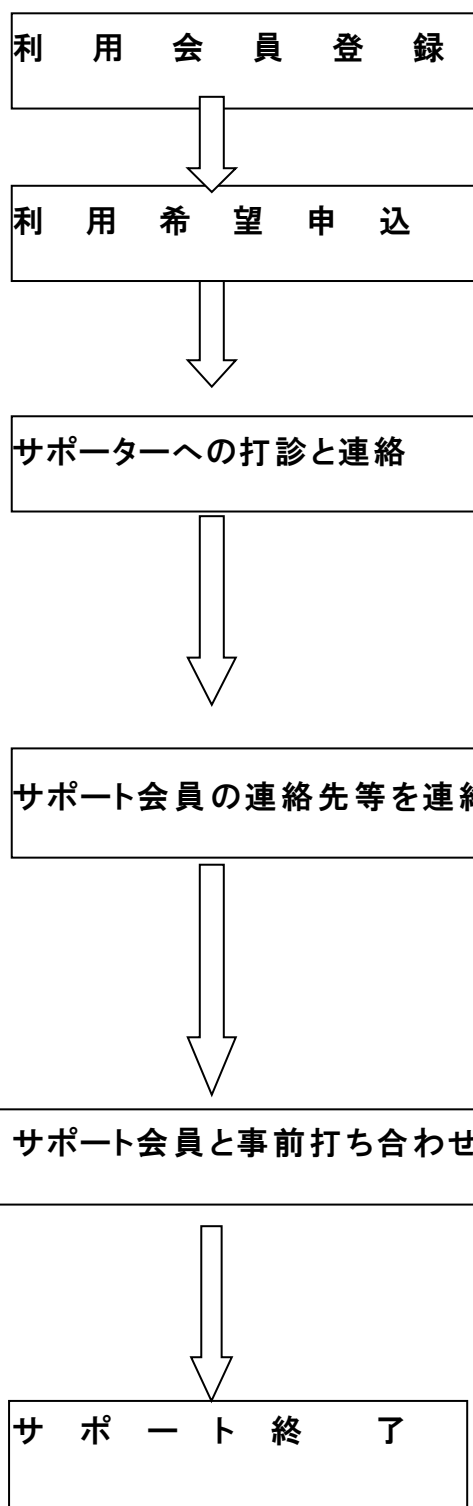
ただし、病児、病後児の預かりは1人までとします。

【援助活動の場所】

原則はサポート会員宅で行います。相互の合意の上、利用会員宅でも可能です。



2. 登録から利用までの流れ



○入会申込書を提出し、会員登録します。

○センターに電話やインターネットで利用希望申込の連絡を入れます。あわせて利用票を提出します。

○センターで希望を伺い、利用希望に対応できるサポート会員をさがします。サポート会員が見つかり次第、利用会員へ連絡します。

○利用票の確認後、サポート会員の連絡先を利用会員へお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

○利用会員からサポート会員に電話し、保育に必要な事項の確認を行います。
※場合により、対面で行います。

○援助活動報告書の内容を確認、署名します。料金と実費をサポート会員に直接支払います。

3. 料金の算出方法について

I 利用料金(お子さん 1 人/1 時間当たり)

利用会員支払額及びその他かかった実費は援助活動終了後、利用会員からサポート会員へ直接お支払いください。

※町補助金についてサポート会員が町へ申請してください。

援助活動の時間	単価	町補助金額	利用会員支払額
7 時～19 時	1,000 円	200 円	800 円
19 時～21 時	1,100 円	200 円	900 円

II 援助活動時間

○サポート会員宅で援助を行う場合

保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。

○サポート会員宅以外で援助活動を行う場合(又は送迎を兼ねた活動の場合)

サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間

※最初の 1 時間までは、援助活動が 1 時間に満たない場合でも、料金は 1 時間分より発生します。最初の 1 時間以降は 30 分単位(1 時間の半額の料金)で計算します。補助金についても同様です。

※きょうだいを複数預かる場合、2 人目以降は半額になります。

※援助活動時間によって単価料金が異なります。19 時をまたいで利用される場合は、料金計算方法にご注意ください。

(例)17:10～19:10 までのご利用の場合(お子さん 1 人)

援助活動時間	利用時刻	利用時間	料金計算時間	単価金額	町補助金額	利用会員支払額
7 時～19 時	17:10～19:00	1 時間 50 分	2 時間	2,000 円	400 円	1,600 円
19 時～21 時	19:00～19:10	10 分	30 分	550 円	100 円	450 円
合計				2,550 円	500 円	2,050 円

Ⅲ 移動交通費やその他実費

- 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員にお支払いします。
- 自家用車を使用した場合のガソリン代は、目的地までの走行距離(往復)で計算してください。
0～5km:100円、5～10km:200円、10～15km:300円
※5km単位で100円増し
- その他、飲食物等の援助活動中にかかる実費は、事前に会員同士の間での取り決めを行います。

Ⅳ キャンセル料について

- 活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。
1時間分の料金(1,000円)
- 無断キャンセルは予約時間分の料金(予約時間数×1,000円)をいただきます。
※キャンセル料には町補助金は出ませんので、ご注意ください。

4. お預かりに際して準備していただくもの

- ・昼食、おやつ(必要時のみ)
- ・ミルク、哺乳瓶(必要児童のみ)
- ・食事用エプロン(必要児童のみ)
- ・紙おむつ、おしりふき(必要児童のみ)
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど(必要児童のみ)
- ・着替え
- ・汚れ物を入れる袋(スーパーのレジ袋等)
- ・おくるみなど羽織るもの(必要児童のみ)
- ・バスタオル
- ・おしぼりタオル
- ・ティッシュ
- ・チャイルドシート(必要児童のみ)

5. 保険について

万が一に備え、賠償責任保険と傷害保険に加入しています。

○賠償責任保険

サポート会員が利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った場合

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円(現金は10万円)
人格侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

○傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

○傷害保険

サポーターがケガなどをされた場合

補償項目	保険金額
死亡	1,000万円
後遺障害保険金	3～1,000万円
入院保険日額	5,000円
手術保険金額	手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍
通院保険金額	3,000円